

滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例

[平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター条例第8号]

改正	平成15年	2月17日	条例第2号
	平成18年	2月17日	条例第1号
	平成20年	2月29日	条例第2号
	平成21年	3月31日	条例第4号
	平成22年	5月20日	条例第3号
	平成22年	6月29日	条例第4号
	平成22年11月	30日	条例第6号
	平成29年	2月9日	条例第2号
	平成30年	2月19日	条例第2号
	令和3年	7月29日	条例第2号
	令和4年	8月1日	条例第2号
	令和5年	2月7日	条例第4号
	令和6年	2月14日	条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条および第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合も含む。）、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項および第2項の規定に基づき、ならびに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する条例（平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第11号。以下「定年条例」という。）第4条第1項または第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 定年条例第8条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (4) 非常勤職員であって次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあって

は、更新後のもの)が満了することおよび引き続いて任命権者を同じくする職(以下特定職という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して管理者が定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条および次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第13条の規定による特別休暇(8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合または女子職

員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）以外の非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。）の承認を受けたことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の 1 歳 6 箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

- 第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第 7 号に掲げる事情に該当するときは第 2 号および第 3 号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）

とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号アまたはイに掲げる場合
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職または停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職または停職が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行

っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合または第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の期間の再度延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第5号)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間

を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 定年条例第8条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第3条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職または停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職または停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第 11 条 育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第 3 条第 1 項の規定を受ける職員は、次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1 回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。ただし、育児休業法第 10 条第 1 項から第 4 号までに掲げる勤務の形態を除く。

(1) 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分または 24 時間 35 分となるように勤務すること。

(2) 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分または 24 時間 35 分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続）

第 12 条 育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日またはその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第 13 条 育児休業法第 12 条において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情）

第 14 条 育児休業法第 17 条で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第 15 条 任命権者は、育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合または当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務または育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員についての滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の特例）

第 16 条 育児短時間勤務または育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員についての滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条 第 1 項、第 2 項および第 4 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 17 条 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務または同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 17 条 第 5 項	係る時間	係る時間（以下「代休対象勤務時間」という。）
第 17 条 第 5 項 第 1 号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター条例第 8 号）第 16 条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を減じた割合を乗じて得た額
第 20 条 第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 20 条 第 5 項 および 第 23 条 第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 20 条 第 6 項	規則	育児短時間勤務または育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員の勤務時間を考慮して規則

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第 17 条 第 6 条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての滋賀県市町村職員研修センター職員

の給与に関する条例の特例)

第 18 条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条 第 1 項、第 2 項および第 4 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 17 条 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児休業法第 18 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの勤務にあつては、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合には、100 分の 125) を乗じて得た額とする
第 17 条 第 5 項	係る時間	係る時間 (以下「代休対象勤務時間」という。)
第 17 項 第 5 項 第 1 号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例 (平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター条例第 8 号) 第 18 条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100 分の 175) から 100 分の 100 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を減じた割合を乗じて得た額

(部分休業をすることができない職員)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める非常勤職員以外の非常勤職員 (「定年前再任用短時間勤務職員等」を除く。)

(部分休業の承認)

第 20 条 部分休業 (育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。) の承認は、勤務時間条例第 6 条第 1 項に規定する正規の勤務時間 (非常勤職員 (定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始めまたは終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第 13 条の規定による特別休暇（滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター規則第 6 号）第 22 条第 8 号の特別休暇に限る。）または勤務時間条例第 15 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該特別休暇または当該介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第 21 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第 27 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 第 13 条の規定は、部分休業について準用する。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第 23 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 24 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
- （その他）

第 25 条 この条例の実施に必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 2 月 17 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条ならびに付則第 3 項、第 5 項および第 6 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

- 6 平成 15 年 6 月 1 日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「6 箇月以内」とあるのは、「3 箇月以内」とする。

付 則 (平成 18 年 2 月 17 日条例第 1 号)

(施行期日)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 2 月 29 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 21 年 3 月 31 日条例第 4 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 22 年 5 月 20 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 22 年 6 月 29 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号または第 10 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号または第 10 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

付 則 (平成 22 年 11 月 30 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

付 則 (平成 29 年 2 月 9 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 30 年 2 月 19 日条例第 2 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 3 年 7 月 29 日条例第 2 号)

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 4 年 7 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 5 年 2 月 7 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 第 2 条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）および第 10 条（第 6 号に係る部分に限る。）

の規定の適用については、なお従前の例による。

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第2条の3第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

付 則（令和6年2月14日条例第2号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。